

## 平成30年度指名停止措置一覧表

平成30年11月16日現在

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止期間	理 由
1	大成建設(株) 岐阜営業所	岐阜市金宝町2-8	平成30年 6月 4日から 平成30年12月 3日まで 6 ヶ月間	同社が、東海旅客鉄道(株)が発注する中央新幹線に係る建設工事において、独占禁止法に違反したとして、平成30年3月23日公正取引員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたため。 独占禁止法違反行為 (別表第2 第3号)
2	鹿島建設(株) 岐阜営業所	岐阜市橋本2-20	平成30年 6月 4日から 平成30年12月 3日まで 6 ヶ月間	同社が、東海旅客鉄道(株)が発注する中央新幹線に係る建設工事において、独占禁止法に違反したとして、平成30年3月23日公正取引員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたため。 独占禁止法違反行為 (別表第2 第3号)
3	(株)大林組 岐阜営業所	岐阜市吉野町6-16	平成30年 6月 4日から 平成30年12月 3日まで 6 ヶ月間	同社が、東海旅客鉄道(株)が発注する中央新幹線に係る建設工事において、独占禁止法に違反したとして、平成30年3月23日公正取引員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたため。 独占禁止法違反行為 (別表第2 第3号)
4	清水建設(株) 名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目3番7号	平成30年 6月 4日から 平成30年12月 3日まで 6 ヶ月間	同社が、東海旅客鉄道(株)が発注する中央新幹線に係る建設工事において、独占禁止法に違反したとして、平成30年3月23日公正取引員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたため。 独占禁止法違反行為 (別表第2 第3号)
5	(株)金岡建設	高山市奥飛驒温泉郷柏当545番地	平成30年11月16日から 平成31年 1月15日まで 2ヵ月間	高山市発注の特定環境保全 中尾地区管渠布設工事において、平成30年10月24日(水)午後7時40分頃、バリケード等の安全管理上の措置を怠ったことから、通行人がマンホール掘削穴(高さ約2.7m)に転落し、負傷する事故を発生させたため 公衆損害事故 (別表第1 第5号)

6	(有)下仲組	高山市上宝町本郷2602番地	平成30年11月16日から 平成31年 1月15日まで 2ヵ月間	高山市発注の特定環境保全 中尾地区管渠布設工事において、平成30年10月24日(水)午後7時40分頃、バリケード等の安全管理上の措置を怠ったことから、通行人がマンホール掘削穴(高さ約2.7m)に転落し、負傷する事故を発生させたため 公衆損害事故 (別表第1 第5号)
---	--------	----------------	--	--